

公立大学法人大分県立看護科学大学学生表彰規程

平成30年3月22日

規程第 114 号

(趣旨)

第1条 この規程は、大分県立看護科学大学学則（平成18年4月1日規程第1号）第43条及び大分県立看護科学大学大学院学則（平成18年4月1日規程第2号）第41条の規定に基づき、大分県立看護科学大学（以下「本学」という。）の学生の表彰に関し必要な事項を定める。

(表彰の対象)

第2条 表彰は、本学に在学する者、又は本学の学生を構成員とする団体（以下「学生等」という。）に対して行うものとする。

2 表彰は、在学中の行為等とする。

(表彰の基準)

第3条 表彰は、次の各号のいずれかに該当するものについて行うものとする。

- (1) 優秀な学業成績を挙げ、高い評価を受けたもの
- (2) 学術研究活動において、特に顕著な業績を挙げたと認められるもの
- (3) 課外活動において、特に優秀な成績を修め、課外活動に功績があったと認められるもの
- (4) 社会活動において、特に顕著な功績を残し、社会的に高い評価を受けたと認められるもの
- (5) その他前4号と同等以上の表彰に値する行為等があったと認められるもの

(表彰候補者の推薦)

第4条 本学の常勤の教育職員及び事務職員（公立大学法人大分県立看護科学大学職員就業規則（平成18年4月1日規程第23号）第2条第1項（同条第2項第3号及び第4号の者を含む。）に定める者をいう。）は、前条各号のいずれかに該当すると認められるものがあつたときには、学長に推薦することができる。

(表彰者の決定)

第5条 学長は、前条の推薦があつたときには、教授会又は研究科委員会の議を経て、表彰する学生等を決定する。

(表彰の方法)

第6条 表彰は、学長が表彰状を授与することにより行う。

2 前項の表彰状に添えて、記念品を贈呈することができる。

(表彰の時期)

第7条 表彰は、第3条第1号に該当する者については卒業式若しくは修了式又は学部オリエンテーションの日に、同条第2号から第5号までに該当する者については表彰が決定された後速やかに行うものとする。

(記録)

第8条 被表彰者は、学籍簿に記録する。

(公表)

第9条 学長は、個人情報の保護に配慮して表彰を受けた学生等を公表する。

(庶務)

第10条 学生等の表彰に関する事務は、事務局教務学生グループにおいて、処理する。

(雑則)

第11条 この規程に定めるもののほか、学生等の表彰に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成30年3月22日から施行する。

附 則

この規程は、令和7年10月1日から施行する。